

**法附則第2条第1項第1号及び第2号に規定する大学院における必要な科目
(関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科心理臨床学専攻)**

(法施行日(平成29年9月15日)までに大学院の課程を修了した者または大学院に入学した者に対する特例)

	法第7条第1号の省令で定める科目	特例要件	本学大学院で履修済みの科目
I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	①を含む3科目以上を履修	精神医学特論、老年精神医学特論、産業精神保健特論(※2)
	②福祉分野に関する理論と支援の展開		発達心理学特論(※2)、発達心理学特論Ⅰ・Ⅱ(※2)、臨床教育心理学特論、障害児(者)心理学特論、特別支援教育特論(※2)
	③教育分野に関する理論と支援の展開		学校臨床心理学特論、教育心理学特論、学習心理学特論、学校カウンセリング特論、発達心理学特論(※2)、発達心理学特論Ⅰ・Ⅱ(※2)
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		社会病理学特論
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開		職場メンタルヘルス特論、産業精神保健特論(※2)、キャリアカウンセリング特論、産業組織特論
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	2科目以上を履修	臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ(必修)、臨床心理査定演習(必修)
	⑦心理支援に関する理論と実践		臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ(必修)、臨床心理面接特論(必修)、心理療法特論、遊戯療法特論
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		家族心理学特論、人間関係システム特論、コミュニティ・アプローチ特論、集団心理療法特論、社会心理学特論
	⑨心の健康教育に関する理論と実践		健康行動学特論
III	⑩心理実践実習(450時間以上)	必ず履修	臨床心理実習(必修)

※1 Iは①の科目の履修が必須です。これに加えてあと省令で定める2科目が必要です
 IIは本学の必須科目が2科目に該当しますので、全員が要件を満たしています
 IIIは本学の必須科目ですので、全員が要件を満たしています

※2 産業精神保健特論は、①もしくは⑤のいずれかの科目でのみ履修済みの科目とすることができます
 発達心理学特論、発達心理学特論Ⅰ・Ⅱならびに特別支援教育特論は、②もしくは③のいずれかの科目でのみ履修済みの科目とすることができます